

受給者証について

通所主体支援から学校・地域での支援へ移行

(通所の終了)する場合

- ☑ 相談支援事業所へ保護者からご連絡し、療育終了の旨をお伝え下さい。
- ☑ 受給者証は相談支援事務所と相談をして、所持または返還して下さい。
(当事業所でお話を伺うこともできます)

